

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則を次のように定める。

令和5年4月11日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第22号

新潟市死者情報の開示に関する条例施行規則

新潟市人事委員会における新潟市死者情報の開示に関する条例（令和5年新潟市条例第5号）の施行に関しては、別に定めるもののほか、市長の死者情報に係る取扱いの例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。